

令和5年11月16日
環境政策部

官民連携による電気自動車の公共用充電器の設置について

1 主旨

区は、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」において、ZEVの利用促進とインフラ整備を重点施策のひとつに掲げ、公共施設における電気自動車の公共用充電器の設置を進めている。

これまで、区の直接設置で進めてきたが、このたび民間事業者より国等の助成金を活用した公共用充電器の設置提案を受け、整備費や維持管理費等の区負担がなく費用面でのメリットが大きいことから、この間、相手方との協定締結を進め、官民連携による設置手法へ転換することとしたので報告する。

2 協定締結等

(1) 相手方

Terra Motors 株式会社（港区新橋2丁目16-1）
代表取締役社長 上田 晃裕

(2) 協定名

「公共施設における電気自動車公共用充電設備の設置及び運用事業に関する協定書」

(3) 協定締結日

令和5年10月10日（10年間）

(4) その他

別途、工事内容や運用方法等を規定した5年間の契約を締結し、6年目以降は機器の状況等を踏まえ1年ずつ更新する。また、公有財産の使用にあたっては、毎年度、行政財産使用許可及び使用料減免申請等に基づき、使用料を免除する。

3 主な業務内容

(1) 区の業務

充電設備用公有財産の確保、区民への周知等

(2) 事業者の業務

充電設備の整備及び維持管理、充電サービス事業の運営、国等への助成金申請等

4 費用負担

(1) 設置及び運用

	普通充電器（6kw）	急速充電器（50kw）
充電設備（機器本体）	事業者負担	
設置工事	事業者負担	
保守メンテナンス等※	事業者負担	
電気料金	事業者負担	

※機器保守のほか、操作方法等のコールセンター（24時間365日）を設置する。

(2) 利用料金

	普通充電器（6 k w）	急速充電器（50 k w）
充電料金	利用者負担 （400円／1時間）	利用者負担 （1,350円／回30分）

※ 利用料金の設定は、民間の充電サービス事業（収益事業）として事業者が行う。

5 設置場所

(1) 急速充電器（令和6年1月運用開始予定）

玉川総合支所、教育総合センター（各1基）

(2) 普通充電器（令和6年8月運用開始予定）

児童相談所、みどり会館（各2～4基）

※施設の特性、利用者の滞在時間等に応じ、急速充電器または普通充電器を設置する。

6 スケジュール（予定）

令和5年12月 都助成金交付決定

令和6年 1月 設置工事、運用開始（急速充電器分）

4月 国助成金申請

6月 国助成金交付決定

8月 設置工事、運用開始（普通充電器分）

(参考1) 官民連携による電気自動車の公共用充電器の設置予定一覧

施設名	地域	駐車 台数	駐車料金	種別・基数	施設利用特性
教育総合センター	世田谷	1	無料	急速1基	充電器利用による来所
児童相談所	北沢	5	無料	普通2～4基	建物内各施設の利用
玉川総合支所	玉川	28	有料	急速1基	各種手続等による来所
みどり会館	烏山	50	無料	普通2～4基	斎場等の利用

(参考2) 既に設置済みまたは設置予定の電気自動車の公共用充電器一覧

施設名	地域	駐車 台数	駐車料金	充電料金	種別・基数	民設／公設
世田谷公園	世田谷	33	有料	無料	急速1基	民設（予定）
羽根木公園	北沢	34	有料	無料	急速1基	民設（予定）
二子玉川公園	玉川	23	有料	無料	普通1基	民設（既設）
大蔵第二運動場	砧	171	有料	有料	急速1基	公設（既設）
希望丘複合施設	砧	6	有料	無料	普通1基	民設（既設）